

研修報告書

令和5年10月30日

長浜市議会議長 中川 勇 様

長浜市議会議員 杉本 英

私が出席した次の研修の結果について報告します。

記

1. 研修名 部落解放研究第56回全国集会
2. 研修日時 令和5年11月14日(火)～11月15日(水)
3. 研修場所 和歌山市 和歌山県民文化会館
4. 研修テーマ 人権・平和・いのちを守る協働の取り組みを進め、あらゆる差別の撤廃と包括的な人権の法制度の確立を実現しよう。
5. 講師
6. 調査内容感想等

・研修の目的

部落解放・人権政策確立に向けて、国内外の取り組みと連帯した協働の取り組みを進めていくための意見交換。

・研修の内容

第1分科会・部落問題(部落史)・人権問題

第2分科会・部落解放行政・人権行政、人権の法制度確立に向けた協働した関心の課題

第3分科会・同和教育・人権教育・人権啓発の課題

第4分科会・狭山事件の再審と冤罪防止にむけた課題

長 浜 市 議 会

第5分科会・部落差別事件の今日の特徴と取り組みの課題

各分科会の研修

- ・研修の結果を本市にどのように反映させるか

2023年6月28日、部落の所在地情報の公開をめぐる「全国部落調査」復刻版出版事件の高裁判決が出されました。判決は、現在部落に住んでいなかったり、結婚等の理由で本籍を移した方々も部落差別を受ける対象となりうるという見解を示し、地裁判決で認定された範囲を拡大して、プライバシーの侵害を認めました。くわえて、「人は誰も不当な差別を受ける事なく人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的利益を有する」として、「差別されない権利」を憲法に基づく法的に保護された利益として認めました。しかし差別禁止法がない現状においては、「差別をされない権利」はプライバシーの侵害という範囲でしか認められません。「何が差別にあたるのか」を明確に定義し、差別を目的とした部落や、部落出身者などの情報の収集・公開・提供といった行為を禁止する法律がなければ「差別をされない権利」は守られない。こういった観点から、施行から8年を迎えようとしている「部落差別解消推進法」の強化・改正が求められるし当該 長浜市に対しても、さらなる認識をしてもらえるように、しっかりと働きかけていかなければと思っています。